

(委託用特記事項)

請書の特記事項

(用語の意義)

第1条 この条項において、「甲」とは天童市長又はその委任を受けた者を、「乙」とは受託者をいう。

(変更請書)

第2条 業務内容、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく、当該補正を行い、甲の補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合において準用する。

4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第4条 乙は、業務委託の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。